

(素案)

第6部

快適に暮らせるまち

第1章

環境保全

現状と課題

【1. 自然環境の保全】

- 自然環境の保全は、生物多様性に富んだ生態系を維持していくためにも重要であり、環境施策上の大変な柱になっています。このため、動植物の生息状況を把握するための自然環境モニタリング調査を行い、自然環境に配慮した公共工事等の実施に努めています。
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークとして2017年に登録された地域は、複雑な地質構造、原生的な自然環境、二次的自然環境が調和しており、幅広い植生と希少な動植物が生息する自然環境を守っていく必要があります。

【2. 公害の防止と生活環境の保全】

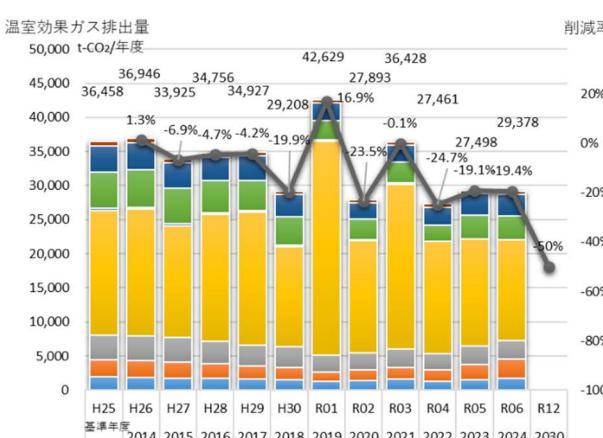
- 大気は、おおむね良好な状態です。近年、国外からの要因と考えられる大気汚染問題が顕在化しています。
- 水質も、おおむね良好な状態です。下水道の整備や合併処理浄化槽への転換促進によって、生活排水による汚濁負荷の軽減を図っていますが、合併処理浄化槽の転換基数の減少や使用者の適切な維持管理、法定検査の受検率向上が課題となっています。
- 騒音・振動・悪臭等は、工場や事業場と建設作業現場に起因する公害苦情に加え、規制法の対象外である家庭生活で発生する騒音や悪臭の相談が増加し、解決が長引くケースもあります。また、畜産施設からの悪臭は、測定等による監視を実施しており、以前と比べると改善傾向にあります。

【3. 脱炭素化の推進】

- 国は、令和2年10月に、地球温暖化対策として2050年までにカーボンニュートラル(CO₂の排出量実質ゼロ)を目指すことを宣言しました。本市においても、令和4年8月に「延岡市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和6年3月には「延岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定して、2030年度までにCO₂排出量を2013年度比で50%削減し、2050年度までにカーボンニュートラルを達成するとの目標を掲げています。これに向けて、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくことが求められています。
- 令和4年11月に、一ヶ岡地区が国の「脱炭素先行地域」に選定されたことを受け、令和5年3月には、「延岡脱炭素エネルギー・マネジメント(株)」が設立され、市も出資を行ったうえで、先行地域内での再エネ・省エネ設備の導入や住民の意識向上、行動変容に向けた取組が進められています。今後、先行地域内の脱炭素化を進めていくとともに、その取組を全市域に拡大させ、本市全体の脱炭素化を実現していく必要があります。

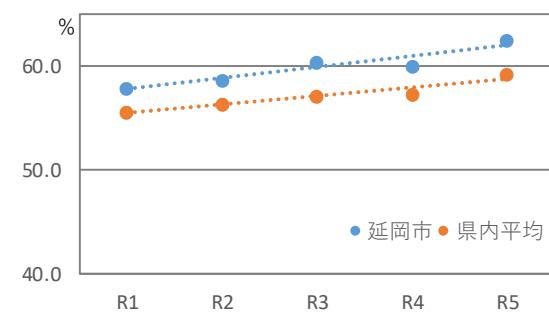
【4. 環境保全意識の高揚】

- 環境問題は、すべての人々が役割を分担しながら取り組むことが重要で、市民・事業者・行政が一体となった環境保全意識の高揚が求められています。
- 「水郷延岡」と呼ばれるように多くの河川が延岡湾に流れ込み、農業や漁業及び工業など広く市民生活を支えているため、河川や海域の水質に対する市民の関心が高くなっています。
- 市の中心部を流れる五ヶ瀬川は、国土交通省による全国の一級河川の現況調査において12年連続で全国トップクラスの水質に輝いています。また、美しい白砂が広がる景色が自慢の北浦・下阿蘇ビーチは、環境省が定める快水浴場百選の「特選=九州No.1」に選定されています。



浄化槽の法定検査受検率

注) 法定検査は、浄化槽が正常に機能しているか指定検査機関が判定する検査





施策の展開

取組項目（役割分担）

1.自然環境の保全

生物生息状況についての最新情報を収集し、絶滅危惧種をはじめ動植物の重要な生息地の保護に取り組みます。

ユネスコエコパークを活用した自然と生物多様性の保全に取り組みます。

小中学校において、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育に取り組みます。

2.公害の防止と生活環境の保全

水質・大気等が良好な状態を保ちます。

下水道の整備や合併処理浄化槽の設置補助による生活排水対策を進め、家庭からの水質汚濁防止対策を推進します。

騒音・振動・悪臭苦情等の少ない良好な生活環境を目指します。

3.脱炭素化の推進

地球温暖化対策として、脱炭素社会の実現に向け、市が率先して事務事業における温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、各家庭や事業所における取組を促進します。

4.環境保全意識の高揚

市民・事業者・行政が一体となった環境保全活動を目指します。

(1) 生物の生息状況の把握

- 行政は、市民・関係団体の協力を得ながら、絶滅危惧種をはじめ動植物の生息状況等を把握し、定期的な情報更新に努めます。（行政・市民・関係団体）

(2) 動植物の重要な生息場所の保護・啓発

- 行政は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会の一員として周辺自治体と連携し、継続的な調査を進め、貴重な生態系の持続的な保全、学術的研究や調査・研修の支援、自然と共生した持続可能な発展を目指します。また、普及啓発や地域を支える人材の育成を図るため、パンフレットの作成や次世代育成につながる取組を推進します。（行政）
- 行政は、自然環境に配慮した公共工事等を推進するとともに、関係団体と連携しながら市民が自然と触れ合える場所の確保に努めます。（行政・関係団体）

(3) 学校における環境保全活動等の推進

- 学校は、ESD（持続可能な開発のための教育）の視点をもった教育課程を通して、持続可能な社会の創り手の育成に努めます。（学校）
- 行政は、ESDの推進拠点となるユネスコスクール加盟登録及び活動の維持に係る支援を行います。（行政）

(1) 大気・水質の監視

- 行政は、大気・水質の監視を実施するとともに、関係機関や市民と連携して保全に努めます。また、測定結果等の情報を市民に提供します。（行政・関係機関・市民）

(2) 生活排水対策

- 行政は、下水道整備や、単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、転換時の浄化槽設置費や宅内配管工事費・撤去費等の補助に取り組みます。また、関係機関と連携して浄化槽設置者へ維持管理等について啓発を行います。（行政・関係機関）
- 市民及び事業所は、生活排水による水質汚濁防止のため、下水道へのつなぎ込みや合併処理浄化槽の設置及び施設の適切な維持管理を行います。（市民・関係団体）

(3) 騒音・振動・悪臭等の監視

- 行政は、騒音・振動・悪臭等について、関係部署との協議を行いながら監視・指導を行います。（行政）

(1) 脱炭素化の推進

- 行政は、事務事業における省エネや公共施設への再エネの導入、公用車への電動車の導入を推進するとともに、森林整備によるCO₂吸収量の確保、維持に努めます。また脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者に対して、意識向上と行動変容を図る取組や、マイカー依存の低減を図る取組を推進するとともに、太陽光発電をはじめ、風力発電や小水力発電等も含めた再エネの導入を促進します。（行政）
- 市民及び事業者は、省エネ行動や省エネ設備、電動車等の導入に努めるとともに、太陽光発電設備や蓄電池の導入など、再エネへの転換に努めます。（市民・関係団体）

(1) 市民と協働した環境保全活動

- 行政は、関係団体及び市民と協力し、アースデイやクリーンアップ宮崎等の活動や研修会等を通じて環境保全意識の向上に努めます。（行政・市民・関係団体）
- 市民及び事業所は、水質改善の意識をさらに高め、家庭での教育をはじめ、小学生を対象とした環境学習など様々な機会を通して、全国トップクラスの水質を守っていきます。（市民・関係団体）
- 行政は、ユネスコエコパークの拠点を整備し、市内外に向けて情報発信を行い、観光誘客も推進しながら、環境の素晴らしさに対する共感の輪を広げ、環境保全の啓発を行っていきます。（行政）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
浄化槽の設置補助数(累計)	4,013 件 (R6)	4,133 件	4,233 件
温室効果ガス排出削減率 (延岡市の事務事業 : H25 年度比)	△19.4% (R6)	△50.0%	△62.5%

第2章

廃棄物対策

現状と課題

【1. ごみの減量化・適正処理と4Rの推進】

- 環境負荷の低減と循環型社会の形成を図るため、行政・事業者・市民の協働によるごみの減量化とリサイクルの推進を図っています。
- ごみの減量化とリサイクルの推進には、市民一人ひとりが日々の生活において、プラスチックごみ等のごみ問題による環境への負荷低減を常に意識することにより、4Rの取組（下記イメージ図）を継続することが求められています。
- ごみの効率的・効果的な分別回収、啓発活動など様々な施策による効果の検証を行い、その充実を図るために行政・事業者・市民の相互協力体制の確立を進めていく必要があります。
- 違反ごみや海洋プラスチック問題にもつながる不法投棄、災害発生時の廃棄物処理対策において、行政・市民・関係機関が連携して取り組む必要があります。大規模な災害が発生した場合は、「延岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、速やかで適切な災害対応が求められます。

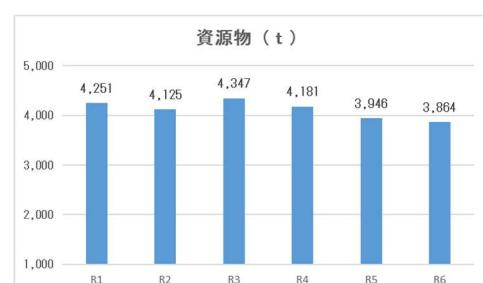
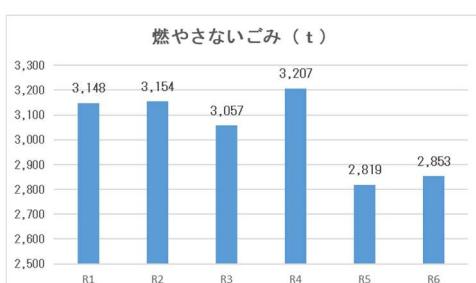
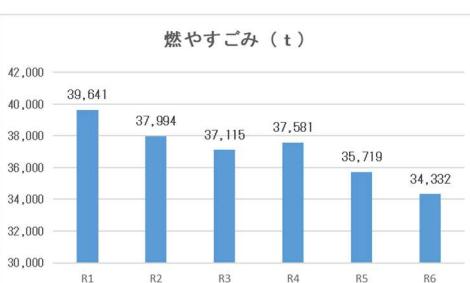
【2. 環境に配慮した適正なごみ処理】

- 清掃施設では、安心・安全で効率的な運転管理に努めながら適正な廃棄物処理を行っています。
- 清掃施設からの排気や排水等は、法令で定める基準値よりもさらに厳しい施設基準値を設ける等、環境に配慮した運転を行っています。
- 循環型社会を目指すため、清掃工場で発生する熱エネルギーの利用（発電等）や焼却灰のリサイクル（セメント原料化等）、ごみ処理過程で発生する金属の回収等に取り組んでいます。
- ごみを継続して適正に処理していくためには、清掃施設の計画的な点検・整備及び強靭化・延命化を含め施設の更新を行う必要があります。
- 清掃施設は周辺の地域住民の理解のもとに運営されているため、地域の環境整備を続けていくことが求められています。



延岡市ごみ減量十ヶ条

- ①使い捨て商品は、なるべく買わない。
- ②過剰包装は断る。
- ③買い物のときは、買い物袋を持参する。
- ④詰め替え商品を利用する。
- ⑤食品は買いすぎず、作りすぎず、残さないようにする。
- ⑥利用できるけど使用しないものは、人に譲るかフリー マーケットなどへ出し再利用してもらう。
- ⑦使えるものは最後まで使う。
- ⑧リサイクル商品を進んで購入する。
- ⑨直せる家電製品などは直して使う。
- ⑩きちんと分別し、資源物回収に協力する。





施策の展開

1.ごみの減量化・適正処理と4Rの推進

行政・事業者・市民が一体となってごみの減量化・資源物のリサイクル、ごみ問題等に取り組み、さらには地球環境に貢献し、次世代にも豊かな自然を継承できる循環型社会を目指します。

取組項目（役割分担）

(1) 市民意識の高揚

- 行政は、出前講座やイベント、ホームページやSNS等の広報活動等を通じた啓発に努め、市民や事業者と一体となった4Rの取組を推進します。（行政・事業者・市民）
- 行政は、地区住民と協力し、ごみステーションの適切な維持管理を通して、違反ごみ対策等に努めます。（行政・市民）
- 行政は、不法投棄防止対策として関係機関との連携によるパトロールや啓発看板設置等の取組を推進します。（行政・関係機関）
- 行政は、ごみ出しルール等をこれまで以上に市民にわかりやすく伝え、市民の適切なごみ排出を促進します。（行政）

(2) 廃棄物の分別・リサイクルの推進

- 行政は、排出者責任の観点から、市民・事業者によるごみ排出時の分別徹底を促すとともに、資源物の一層のリサイクルを推進し、引き続きごみの資源化に取り組みます。（行政・事業者・市民）

(3) ごみ排出抑制の推進

- 行政は、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、平成21年度より実施しているごみ処理有料化によるごみの排出抑制やリサイクルの推進を継続するとともに、減量化・資源化効果の検証を進め、制度の充実を図ります。（行政）
- 市民は「延岡市ごみ減量十ヶ条」に沿ったライフスタイルを意識し、ごみ排出抑制に努めます。（市民）
- 事業者はごみの適正処理やリサイクル制度等の活用によりごみ排出抑制に努めます。（事業者）
- 行政は、食品ロスの削減及び食品廃棄物の発生抑制・減量化及び再生利用の促進を図ります。（行政、事業者、市民）

(4) プラスチックごみ削減の推進

- 行政は、プラスチックごみについて、国の方針も踏まえながら、4Rの取組をはじめとした排出抑制を進めるとともに、新たに製品プラスチックの資源物としての分別収集に取り組みます。（行政）

2.環境に配慮した適正なごみ処理

環境負荷の低減と循環型社会の形成を図るとともに、清掃施設の安心・安全で効率的な運用と維持管理に努めます。

(1) 環境負荷の低減

- 行政は、公共施設での省エネや再生可能エネルギー等の調査研究に取り組むとともに、市民・事業者と連携し、ごみの分別・減量化の推進等により、温室効果ガスの排出削減に努めます。（行政・市民・関係団体）
- 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理します。また、市の一般廃棄物処理基本計画に従い、市が行う廃棄物処理に協力します。（事業者）

(2) 清掃施設の整備・解体

- 行政は、ごみ処理能力の維持向上を図るため、施設や設備の適切な点検・整備を継続するとともに、施設の強靭化・延命化並びに建て替えなどの施設整備を行います。閉鎖後老朽化した清掃施設の解体について検討を行い、一部解体を実施します。（行政）

(3) 清掃施設周辺の環境整備

- 行政は、清掃施設とその周辺地域との良好な相互協力関係を保つため、周辺地域の環境整備を継続して実施します。（行政）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
産業廃棄物混入検査(イベントごみ検査を含む)	19回/年 (R6)	20回/年	20回/年
出前講座(分別説明会含む)	41回/年 (R6)	40回/年	40回/年
ごみ搬入量(燃やすごみ・燃やさないごみ)	37,185t/年 (R6)	策定中	策定中

第3章

生活衛生

現状と課題

【1. 公衆衛生推進活動の充実】

□ 経営困難な公衆浴場に対し補助金を交付することで経営の安定化を図り、市民の公衆衛生の向上に寄与しています。また、食品衛生については、延岡地区食品衛生協会が食品事業者への巡回指導や食中毒予防等の啓発活動を行っています。

【2. 畜犬登録と狂犬病予防の推進】

□ 畜犬登録及び狂犬病予防接種は法律で義務付けられていますが、昭和32年以来日本での発生が無いため、その予防に対する意識が薄れています。このため、畜犬登録台帳の整備による頭数把握を行い狂犬病予防注射の接種率の向上に取り組んでいます。

【3. 市営墓地の環境整備】

□ 市営墓地については、墓参者や周辺環境に配慮した安全対策や維持管理に努めていますが、少子高齢化、核家族化の影響による無縁化した墳墓への対応や老朽化した無縁納骨堂の改修及び市民のニーズに応じた合葬墓等の必要性について検討する時期となっています。

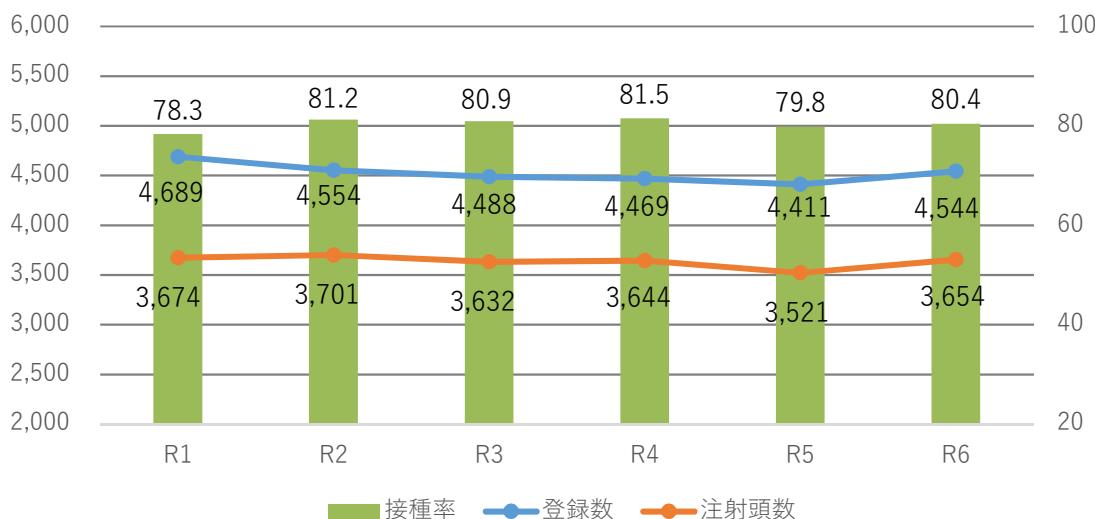
【4. 火葬場の維持管理】

□ 延岡市斎場「いのちの杜」は、業務委託を行いつつ、円滑な火葬業務を実施するとともに充実した市民サービスの提供を行っています。火葬炉の維持管理については、その性能を維持するために、年次的な補修に取り組んでいます。

【5. 災害時の防疫対策】

□ 大規模災害時には衛生環境が悪化し、害虫等を媒介とする多様な感染症の発生や蔓延が心配されます。このため災害時の初期対応を図るため各種消毒薬や噴霧機材を準備し、速やかな消毒体制の整備に取り組んでいます。また、大規模災害に対応するためには、関係団体等の協力を得る等、実践的な体制を整備する必要があります。

犬の登録数・注射頭数・接種率



施策の展開	取組項目 （役割分担）
1.公衆衛生推進活動の充実 市民の公衆衛生の向上に寄与し、食品衛生に対する市民への啓発活動を行います。	(1) 公衆衛生推進活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・行政は、公衆衛生の向上と市民の公衆浴場の利用機会を確保し、公衆浴場の経営安定化を図るため支援に努めます。 (行政) ・行政は、延岡地区食品衛生協会が実施している食中毒の予防及び手洗い運動等への支援や市民の食品衛生に対する意識の向上・普及啓発活動に努めます。 (行政・関係団体)
2.畜犬登録と狂犬病予防の推進 すべての飼い犬が適正に管理され、狂犬病の不安のないまちを目指します。	(1) 畜犬登録と狂犬病予防の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・行政は、関係団体と連携しながら、犬の登録や狂犬病予防接種推進について広報とともに放し飼いや野犬を発生させないなど、適正な飼い方等の啓発活動を推進し、市民と動物が共生し、安心・安全な暮らしができるまちを目指します。 (行政・関係団体)
3.市営墓地の環境整備 安全で安心な墓参ができるよう墓地環境の整備を行い、必要な施設の整備に取り組みます。	(1) 市営墓地の環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・行政は、市民の利便性を考慮しながら、墓地の清掃や危険個所の補修等の必要な施設の整備を行い、安全、清潔な心落ち着く墓地環境を維持するとともに、無縁化した墳墓への対応や老朽化した無縁納骨堂の改修及び市民のニーズに応じた合葬墓等の必要性について検討します。 (行政)
4.火葬場の維持管理 施設の計画的な維持管理を行い、円滑な火葬業務を実施し、充実した市民サービスの提供を行います。	(1) 火葬場の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・行政は、充実した市民サービスの提供を行うため、円滑な火葬業務を実施し、施設の計画的な修繕や維持管理に努めながら、故人との最後のお別れの場として、ご遺族に配慮した施設運営を目指します。 (行政)
5.災害時の防疫対策 大規模災害時には、行政と関係団体等が一体となった速やかな消毒作業が行えるよう体制を整備します。	(1) 災害時の防疫対策 <ul style="list-style-type: none"> ・行政は、災害時用の消毒薬と噴霧機材を準備するなど、災害時を想定し、関係団体等と連携した消毒体制の整備を図ります。 (行政・関係団体)

主要な指標

内容	現状	R12	R17
狂犬病予防注射接種率	80.4% (R6)	82.0%	84.0%

第4章

土地利用

現状と課題

【1. 計画的な土地利用の推進】

- 本市は、計画的な土地利用や効率的な都市整備を行うため、一体の都市として整備、開発及び保全する区域として定めた「都市計画区域」と、この区域以外の「都市計画区域外の地域」に分かれています。「都市計画区域」においては、市街地整備を進める「市街化区域」と、原則として開発を抑制する「市街化調整区域」に分ける区域区分（線引）制度を導入しています。
- 今後の人団減少や少子高齢化の進行を見据え、日常生活に必要な都市機能の維持や財政面及び経済面における持続可能な都市経営のため、「持続可能なまちづくり」を目指すことを目的に、令和7年3月に「延岡市立地適正化計画」を策定しています。

【2. 都市地域の土地利用】

- 住宅地については、計画的な基盤整備が行われずに宅地化された地区において、生活道路が不整形であり幅員も狭い等、住環境や防災面における問題を抱えています。また、人口減少等に伴う空き家の増加が懸念されます。
- 商業地については、郊外型店舗や*ロードサイド店舗の出店に伴い、全国的にも、また本市においても中心市街地の空洞化が進んでいます。
- 工業地については、本市は山と海に囲まれた平地に乏しい地形であるため、新たな工業用地等の確保が市街化区域のみでは厳しい状況にあります。

【3. 農林業地域の土地利用】

- 農業振興地域制度において、土地改良事業が施行された区域などは、農地転用が特に厳しく制限される農用地区域に設定されています。食料生産の基盤である農地の維持・保全は重要であり、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画区域内の農地など、今後も農業上の利用を確保することが必要な土地について、農地法など関係法令に基づく適正利用を図る必要があります。
- 本市の森林面積は73,399haであり、そのうち64,023haが民有林となっています。森林地域を水源かん養機能や山地災害防止機能、生物多様性機能、木材等生産機能など9つの機能に分類し、管理を行うこととしています。一方、森林所有者の経営管理意欲の減退や境界が不明確な森林の存在など、適切な管理が行われないことにより多面的機能の低下が懸念されています。

【4. 地籍の明確化】

- 本市は、土地利用の高度化や土地取引の円滑化を図る目的から、地籍調査を昭和54年度から実施しております。しかしながら、令和6年度末時点での進捗率は、面積ベースで約54.6%（全国平均：53.0%、宮崎県平均74.2%）となっており、調査完了までには相当の年数を要することが想定されます。また、特に、市街地を抱える旧延岡管内の進捗率に至っては、25.5%と極端に低い状況にあるため、今後さらに有効的な調査区域の選定等を図っていく必要があります。

人口内訳（国勢調査より）

(人)

基準日	行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
H. 7. 10. 1	126,629	121,736	108,331	13,405
H. 12. 10. 1	124,761	120,183	107,282	12,901
H. 17. 10. 1	135,182	117,261	105,015	12,246
H. 22. 10. 1	131,182	114,935	103,559	11,376
H. 27. 10. 1	125,159	110,685	100,200	10,485
R. 2. 10. 1	118,394	105,500	95,742	9,758

*ロードサイド店舗…幹線道路など通行量の多い道路の沿線において、自家用車・オートバイ・自転車でのアクセスが主たる集客方法である店舗のこと。



施策の展開

取組項目（役割分担）

1.計画的な土地利用の推進

人口減少・超高齢社会の到来における新しい時代に対応した人や環境にやさしい都市の実現のため、様々な都市機能や居住機能が集約された都市づくりを目指すとともに、社会基盤の効率的な維持管理が可能となる土地利用を進めています。

2.都市地域の土地利用

市街化区域については、持続可能なまちの都市構造を目指し、都市機能の集積や居住の誘導を図ります。また、市街化調整区域については、*地区計画による工業用地等の計画的な整備を検討する等、無秩序な開発を抑制し、適切な土地利用を進めています。

3.農林業地域の土地利用

農振法、農地法、農業経営基盤強化促進法等の適正な運用により、優良農地を確保し、無秩序な開発を抑制するとともに、農地の積極的な保全と有効利用に努めます。また、国土の保全、水源かん養等の公益的機能と木材生産機能の調和を図りながら、林道等の整備を進め森林の適正な管理に努めます。

4.地籍の明確化

高齢化に伴い境界確認の困難化が進む山間部や、近い将来、発生が懸念される南海トラフ地震による浸水想定区域に指定される沿岸部においては、災害からの早期復旧等の観点から、優先的な調査実施に努め、地籍の明確化を進めています。また、民間開発行為の測量データを活用した調査手法にも取り組んでいます。

主要な指標

内容	現状	R12	R17
地籍調査における要調査面積における進捗率※調査済面積には調査中を含む。	54.60% (R6)	56.70%	58.50%

* 地区計画…一定のエリアにおいて、建築物の建築形態、公共施設その他、各街区を整備・開発及び保全するための、地区レベルの都市計画。
特色としては、市街化調整区域でも定めることができる。

第5章

市街地整備

快

適

に

暑

ら

せ

る

ま

ち

現状と課題

【1. 住環境整備の推進】

- 本市の市街地整備は、道路・公園等公共施設の整備改善と宅地の利用増進を一体的に進める土地区画整理事業により、市街化区域 2,510ha のうち約 664ha で行われてきました。
- 土地区画整理事業は、*減歩や権利の調整、事業の長期化等の問題があることから、地域住民の理解が得られにくい事業であり、地域住民の合意形成が大きな課題となっています。
- 人口減少や少子高齢化などの社会情勢も変化していることから、従来の土地区画整理事業に限らず、地域の特性に合った住環境整備を進めることが課題となっています。

【2. 市街地開発の指導・誘導】

- 本市の都市計画区域の面積は 10,376ha で、行政区域の面積 86,802ha の 12% を占めます。そのうち、市街化区域の面積は 2,510ha で、都市計画区域面積の 24% にあたります。
- 昭和初期から市街地の中心部において、土地区画整理事業や戦災復興事業・市街地再開発事業等が行われています。それらの事業の区域面積は 825.2ha で市街化区域面積の 33% を占めます。
- 良好な住環境の形成と保全等を目的とした地区計画を 5 地区・28ha、隣接する住環境に配慮し、商業施設の整備を目的とした再開発地区計画を 1 地区・5 ha を指定しています。
- 昭和 46 年以降、民間による 1,119ha の開発行為が行われました。ここ数年の開発許可については、年間 1 件程度、0.3ha 程度の開発が行われています。
- 平成 12 年度の狭い道路拡幅整備事業導入以降、令和 6 年度までに 861 件、18km の道路拡幅整備を行いましたが、まだ市内には幅員 4 m 未満の道路が数多く存在しています。

【3. 多彩で良好な住環境の形成】

- 宮崎県の発表した南海トラフ巨大地震における最悪の被害想定では死者が約 3,300 名、約 17,000 棟の建築物が全壊・焼失すると予測されています。木造住宅等の耐震化や素早い避難行動等の減災対策をとることが課題となっています。（令和 7 年 4 月延岡市地域防災計画）
- 自然環境の保全や地球環境にやさしい住まいづくり・まちづくりにより豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくこと、また、誰でも移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいユニバーサルデザインを取り入れた視点でのまちづくりが求められています。
- 近年、既存の建築物や建築設備については、未然に火災事故などを防ぐためにも、適切に維持保全し、安全性を推進することが求められています。

市街地整備の状況		
区分	面積	備考
土地区画整理事業	663.6ha	戦前の土地区画整理事業 277.9ha 戦後の土地区画整理事業 385.7ha
他の主な市街地開発事業	161.5ha	西階地区総合開発事業 49.5ha 一ヶ岡新住宅市街地開発事業 93.8ha 延岡鉄工団地集団化事業 18.2ha
公園・緑地・緑道・墓地	162.63ha	街区公園 83ヶ所 17.34ha 近隣公園 4ヶ所 10.48ha 地区公園 1ヶ所 5.8ha 運動公園 1ヶ所 46.8ha 特殊公園 5ヶ所 47.9ha 緑地 20ヶ所 34.31ha
開発許可による開発	1,119ha	昭和46年以降（市街化調整区域を含む）

*減歩…事業において、宅地の面積が減ること。

施策の展開	取組項目（役割分担）
1.住環境整備の推進 <p>現在のまちの良さを活かしながら、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保できるよう、地域の特性に合った持続可能なまちづくりを推進します。</p>	(1) 持続可能なまちづくり <ul style="list-style-type: none"> 行政は、地区計画制度など各地域の特性に合った効率的な住環境の整備手法と住民参加による協働のまちづくりを検討します。（行政） 市民は、市街地整備が必要な地域においては、地域の特性を把握し、住民説明会等へ積極的に参加します。（市民）
2.市街地開発の指導・誘導 <p>周辺住民の安全安心のために開発許可制度の周知や民間開発による良好な市街地整備の指導・誘導に努めます。また、狭い道路の解消を進め、住環境の向上を目指します。</p>	(1) 開発許可制度の運用 <ul style="list-style-type: none"> 行政は、開発行為における宅地の安全性・機能性の確保とともに都市景観にも配慮した「まちづくり」が図られるよう開発事業者を誘導し、各種の造成行為における指導監督に努めます。（行政） (2) 狹い道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> 行政は、安全な住宅市街地の形成と建築活動の円滑化を図るため、「狭い道路拡幅整備事業」を推進します。（行政）
3.多彩で良好な住環境の形成 <p>被害低減に効果的な建築物の耐震化を促進し、避難訓練等による減災対策に取り組みます。また、都市景観等やアメニティに配慮しユニバーサルデザインの視点に立った市街地整備と連携したまちづくりの形成を目指します。さらに、既存建築物や建築設備の維持保全を推進し、災害に強く、安全安心なまちづくりを目指します。</p>	(1) 安全安心な住まい・まちづくり <ul style="list-style-type: none"> 行政は、安全安心な基盤整備を促進し、災害発生時の被害低減に効果的な災害対策を進めます。また、ユニバーサルデザインの視点に立ち、移動や利用を助ける多言語化を含めた「わかりやすい」案内や、誘導に配慮したまちづくりに取り組みます。（行政） (2) 環境にやさしい住まいづくり <ul style="list-style-type: none"> 行政は、省エネ・省資源で環境に配慮した長期優良住宅等の普及促進を図り、住まいづくりにおける環境に配慮した工法や建材選び等の情報提供を行います。（行政） 市民は、安全安心で環境に優しく、長期にわたり大切に使われる住まいづくりに取り組みます。（市民） (3) 市街地整備と連携したまちづくり <ul style="list-style-type: none"> 行政は、災害に強いまちづくりのために木造住宅等の耐震化の向上に努めるとともに、既存建築物及び建築設備について維持保全を推進し、安全性を確保します。（行政） 事業者は、災害に強く都市環境にも配慮した良好な住環境づくりに取り組みます。（事業者）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
* 特定建築物の耐震化率	90.25% (R6)	92%	95%
* 認定長期優良住宅の割合	28.6% (R6)	32%	35%

* 特定建築物…「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第 14 条に規定する、多数の者が利用する建築物及び危険物を取り扱う建築物のうち、一定規模（階数、面積）以上の建築物

* 認定長期優良住宅…「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に示されている、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅として、所管行政庁から認定を受けた住宅

第6章

道路

第1節 国・県道

現状と課題

【1. 一般国道の整備】

- 一般国道については、延長約 152.5km のうち 97.9%が改良されています。
- 国道 10 号は、塩浜町～門川町加草間（約 5.3km）について、朝夕の交通混雑が常態化しており、混雑解消の対策に取り組むよう国に働きかけていく必要があります。
- 国道 10 号延岡南道路は、*中型車以上が利用しやすくし、地域の生活道路に入り込みにくくすることで、地域の安全性を向上させることを目的として、令和 2 年 3 月 30 日より料金を変更とともに、新たな料金所が延岡南 IC に設置されました。
- 国道 218 号は、北方町に架かる干支大橋、天馬大橋、ひつじ橋、楨峰大橋の補強・補修工事により橋梁の耐震化が行われております。延岡市舞野工区、高野工区の歩道整備が行われておりますが、安心・安全な交通を図るため早期完成が望まれています。

【2. 県道の整備】

- 主要地方道と一般県道は、延長約 167.0km のうち 49.4%が改良されています。
- 県道は、通学路になっている所もあり毎年、関係機関共同による通学路点検を行う等、安全対策が望まれています。
- 主要地方道は、稻葉崎平原線構口工区、平原工区の 4 車線化に合わせた無電柱化、北方土々呂線沖田工区、小野工区、北川北浦線三川内工区、小長谷工区の未改良部分の整備が行われておりますが、安心・安全な交通を図るため早期完成が望まれています。
- 一般県道岩戸延岡線桑平橋工区は、老朽橋の架替、黒岩工区、妙工区、宇和田工区は、道路改良、大野 1 工区は、歩道整備が行われており、安心・安全な交通を図るため早期完成が望まれています。
- 山間部の利便性の向上と観光振興に資するため、板上曾木線板下工区、上祝子綱の瀬線片内工区の未改良区間の整備が行われており、今後の整備促進には既存の地元整備期成同盟会との連携が大変重要です。

国・県道の現況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

道路区分	路線数	延長(m)	道路比率	改良延長(m)	改良率
国 道	4	152,510	47.7%	149,320	97.9%
県 道	20	167,014	52.3%	82,585	49.4%
計	24	319,524	100.0%	231,905	72.6%

資料：道路施設現況調書(宮崎県県土整備部道路保全課)

注) 現道、旧道及び新道を含む。有料道路及び自転車道を含む。改良率は幅員 5.5m 未満を含む。

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.一般国道の整備促進と維持管理

一般国道については、交通の円滑化や災害時の緊急交通路としての利用が図られるように渋滞対策や歩道等の交通安全施設や大規模橋梁の耐震化の整備促進及び道路の適切な維持管理に取り組みます。

2. 県道の整備促進と維持管理

県道については、利便性と安全性が向上するように未改良区間の早期整備の促進及び道路の適切な維持管理に取り組みます。

(1) 一般国道の整備促進

- ・行政は、関係団体と連携しながら、渋滞対策や交差点改良・歩道設置等の安全対策の早期整備及び大規模橋梁の耐震化の整備促進について要望します。（行政）
 - ・行政は、関係団体と連携しながら、延岡南道路利用料金引き下げによる周辺道路への効果の検証を行うため、交通量調査等を実施し、国道10号の状況を検証しながら、交通混雑の解消について要望します。（行政）

(2) 一般国道の維持管理

- ・行政は、関係団体、市民と連携しながら、一般国道の適切な維持管理について要望します。（行政・関係団体・市民）
 - ・市民は、国が実施するボランティアサポートプログラム、道守活動に積極的に参加し、引き続き道路の美化清掃等に取り組みます。（市民）

(1) 主要地方道の整備促進

- ・行政は、関係団体と連携しながら、県道稻葉崎平原線構口工区、平原工区の4車線化と無電柱化等の未改良部分の整備促進について要望します。（行政）
 - ・行政は、県道北川北浦線三川内工区、小長谷工区及び県道北方土々呂線沖田工区、小野工区の整備促進について要望します。（行政）

(2) 一般県道の整備促進

- ・行政は、関係団体、市民と連携しながら、未改良部分の整備促進、安全性と利便性の向上について要望します。（行政・関係団体・市民）

(3) 県道の維持管理

- ・行政は、関係団体、市民と連携しながら、県道の適切な維持管理について要望します。
(行政・関係団体・市民)
 - ・市民は、県が実施する道路愛護活動支援事業等に積極的に参加し、引き続き清掃等の協働活動に取り組みます。(市民)

(4) 通学路の安全対策

- ・行政は、関係団体、市民と連携し、共同による通学路の点検を通学路安全プログラムにより今後も継続的に行いながら、通学路の安全対策について要望します。（行政・関係団体・市民）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
国道の改良率	97.9% (R6)	98.0%	98.1%
県道の改良率	49.4% (R6)	49.8%	50.2%



第6章

道路

第2節 市道

現状と課題

【1. 幹線市道の整備】

- 都市計画道路は、令和7年4月1日時点で82.7%が整備済（暫定供用含む）であるが、長期未着手の路線も残っています。
- 一、二級市道においては、令和2年度までに行った舗装の状態調査により、調査路線の約69.5%（約L=138km）で修繕が必要と判断されました。これらの箇所すべてを整備するには、膨大な費用と期間が掛かるといった課題があります。
- 歩道のバリアフリー化など障がい者等に優しい道路の整備が求められています。

【2. 都市計画道路の見直し】

- 計画決定後長期未着手となっている都市計画道路においては、人口減少と少子高齢化の進行、市街地拡大の収束など社会経済情勢の変化により、計画決定された時点の必要性や位置付けに変化が生じています。

【3. 橋梁・トンネルの長寿命化】

- 市道にある687の橋梁と9のトンネルは、高度経済成長期に建設された施設が多く、建設後50年を経過するものが今後20年で82%を超える等、施設の老朽化に伴う補修や架け替え費用が急速に増加するという現状があります。

【4. その他市道の整備】

- 幅員狭小道路は、緊急車両の乗り入れや車の離合等に不便なことから、早期の整備が求められています。
- 市道延長1,459kmのうち未改良延長は443kmあり、そのうち435kmは、車道幅員が3.5m未満の道路で、改良箇所が膨大であるという現状があります。

【5. 道路の交通安全対策】

- 市内の道路には歩道未設置箇所や見通しの悪い交差点など、様々な問題を抱えた路線が数多く存在します。
- 安全・安心な道路環境を確保するために、通学路の整備をはじめ早急な交通安全対策の取組を行っております。

【6. 道路の維持管理】

- 道路の維持管理は、道路損壊等の早期発見と迅速な修繕を行うことが求められ、行政・関連団体・市民が連携する必要があります。
- 道路の附属物（街路灯、標識、路側構造物等）が、老朽化しているものが数多く存在します。
- 市道の延長は1,459kmと長大で、全路線の草刈り等の頻度を上げることは容易ではありませんが、特に「まちの顔」となるエリア等で十分な草刈りが実施できていない現状があります。
- 道路愛護の啓発を図ることにより、市民生活に欠かせない身近な道路として市民一人ひとりの道路愛護意識を高めることが必要あります。

市道の現況（令和7年4月1日現在）								
道路延長(km)	改 良		舗 装		橋梁(本)	トンネル(本)	路 線 数	
	改良延長(km)	改良率	舗装延長(km)	舗装率			一級市道	70 路線
1,459.0	1,016.3	69.7%	1,284.0	88.0%	687	9	二級市道	69 路線
							その他	3,746 路線
							計	3,885 路線

改良率は、改良延長を道路延長で割ったもの（道路幅員4.0m以上）



施策の展開

取組項目（役割分担）

1.幹線市道の整備

都市計画道路の整備を行うとともに、地域の状況に応じた整備、舗装の長寿命化や安全性、利便性の向上に取り組みます。

2.都市計画道路の見直し

様々な土地利用がなされている区域を通過しており、区間毎における整備の必要性について再検証する等、適切な見直しを図ります。

3.橋梁・トンネルの長寿命化

計画的な修繕や更新を実施することで橋梁・トンネルの長寿命化に取り組みます。

4.その他の市道の整備

地域性や利用状況にあった整備をすることで、利便性・安全性の向上に取り組みます。

5.道路の交通安全対策

各路線で抱える問題、地域性、利用状況を的確に把握し、車両や歩行者等の安全の確保に取り組みます。

6.道路の維持管理

道路や道路附属物を適切に維持管理することで良好で安全な状態を目指します。

(1) 都市計画道路の整備

- 行政は、未整備の都市計画道路について、必要性を検証した上で、整備優先度を勘案し、計画的な事業の実施を検討します。（行政）

(2) 一、二級市道の整備

- 行政は、古川松山線、西出北通線、三須小野線等の拡幅及び歩道新設や既存歩道のバリアフリー化を実施します。（行政）
- 行政は、「道路長寿命化修繕計画」により計画的な舗装の修繕や更新の実施を図ります。また、維持管理費のコスト縮減と平準化に努めます。（行政）

(1) 都市計画道路の見直し

- 行政は、長期未着手の都市計画道路については、区間毎に地域の実情を踏まえた上で必要性や実現性の評価による結果をもとに「延岡市都市計画道路見直し方針」の改定を行い、都市計画道路の見直しを図ります。（行政）

(1) 橋梁・トンネルの長寿命化

- 行政は、「定期点検要領」に基づき5年に1度の定期点検を行い、長寿命化修繕計画により計画的な修繕や更新の実施を推進します。また、早期に補修を行うことで長寿命化を図るとともに、維持管理費のコスト縮減と平準化を図ります。（行政）

(1) その他の市道の整備

- 行政は、地域の状況に応じた生活道路の整備を実施します。（行政）
- 行政は、特に緊急車両の通行に支障をきたしている路線等の部分的改良や離合箇所の設置を、安心安全プラスワン改良事業により順次取り組みます。（行政）

(1) 道路の交通安全対策

- 行政は、道路の安全を確保するための安全点検を推進し、その結果、カーブミラー、ガードレール、ガードバイプ等の安全施設及び区画線の設置や更新を実施します。（行政）
- 行政、関係団体、市民は、通学路安全プログラムにより国・県・学校等と共同で通学路の点検を今後も継続的に行いながら、通学路の危険箇所情報を共有、把握し、交通事故数の減少を目指します。（行政・関係団体・市民）

(1) 道路の維持管理

- 行政、関係団体、市民は、協働による道路パトロールの充実を図り、道路及び附属物損傷等の早期発見に努め、修繕や草刈り等、適切な維持管理を推進します。また、積極的に道路愛護の啓発を行います。（行政・関係団体・市民）
- 市民は、ふれあいロード事業や市道草刈り奨励事業、協働・共済道づくり事業、クリーンアップ宮崎等に積極的に参加します。（市民）
- 行政は、「まちの顔」となるエリア等については、イベント時期を考慮する等、草刈りや路面補修頻度を上げる等の取組みを実施します。（行政）
- 市民は、道路の異常等を発見した際は速やかに通報システム（延岡市民レポート）等を活用し、関係機関に連絡することで未然に事故防止を図ります。（市民）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
市道の改良率	69.7% (R7)	70.4%	71.1%
協働・共済道づくり事業実施延長（累計）	20,013m (R7)	24,000m	28,000m
修繕が必要な橋梁の着手率	24.9% (R7)	30.25%	35.9%

第7章

住宅

第1節 住宅等

現状と課題

【1. 良質な民間住宅ストックの形成】

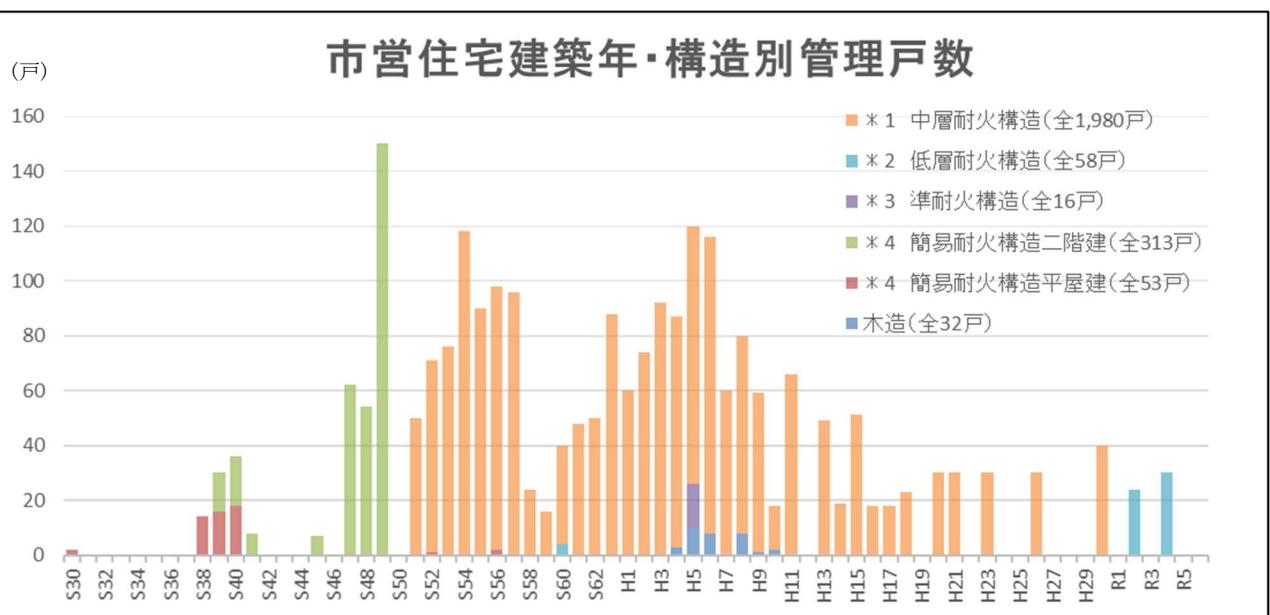
- 高齢化の急速な進行に対し、高齢者の多くが居住する持家のバリアフリー化など超少子高齢・人口減少化社会に向けた住まいの安定への対応が求められています。
- 災害時において少しでも被害を低減するために、住宅の耐震化、災害発生時に備えた住宅関連事業者との協力体制づくり等、総合的な防災・安全対策が課題となっています。
- 脱炭素社会の実現に向けて、省エネ性能の優れた住宅の新築や改修について一層の促進が課題となっています。

【2. 市営住宅の整備】

- 市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図るために整備されています。現在の高齢化社会においては、高齢者や障がい者など住宅確保要配慮者の住宅セーフティネットとしての役割を果たしています。
- 少子高齢化の進展など社会情勢の変化により、多様化するニーズに応えた住宅を供給することが課題となっています。
- 既存の市営住宅のうち高度経済成長期に数多く建設した建物が、すでに更新期を迎えており、持続可能な長寿命化計画に基づく、住宅の建て替え・耐震化・改修に伴う国庫補助金等の安定的な財源確保が課題となります。
- 既存の市営住宅では、建物や設備の老朽化、入居者の高齢化が進んでいます。居住水準の向上、安全で快適な住環境を持続していくため、適切な改善、改修、維持管理を行い、建物の長寿命化を推進するとともに、集約化を図るなど、財政負担の軽減につなげることが課題となっています。

【3. 市営住宅の管理】

- 指定管理者制度の導入により、市民の利便性向上をはじめ、コスト縮減や住宅使用料等の収納率の上昇につながる等、一定の効果が上がっています。住宅セーフティネットとして、より質の高い管理を行っていくため、指定管理者に対する的確な指導、評価を行っていくことが課題となっています。また、社会情勢、地域特性等による空き住戸の増加傾向も課題となっています。



* 1…3～5階建ての耐火構造（公営住宅法施行令第1条第1号に規定する構造。鉄筋コンクリート造）をいう。

* 2…1～2階建ての耐火構造（公営住宅法施行令第1条第1号に規定する構造。鉄筋コンクリート造）をいう。

* 3…公営住宅法施行令第1条第2号に規定する構造（軽量鉄骨造）をいう。

* 4…平成5年改正以前の公営住宅法施行令第1条第2号に規定する構造（コンクリートブロック造）をいう。



施策の展開

取組項目（役割分担）

1.良質な民間住宅ストックの形成

住情報提供を充実させ、延岡らしい良質で環境に配慮した住まいづくりを目指します。また、住宅リフォーム等を通して耐震化の促進や、高齢者や子育て世代が環境や健康に配慮した安全安心で快適に住み続けることのできる住まいづくりを目指します。

(1) 安心・快適で環境に配慮した住情報の提供

- ・行政は、延岡の気候風土に適し環境に配慮した良質な住まいづくりに関する情報や、耐震改修などの災害に強い住まいづくりに関する情報を提供し、より幅広く啓発するための民間組織の育成や総合的な住情報提供のイベントを開催します。（行政）
- ・延岡市住まいづくり協議会は、建築士会等と連携して安心して住み続けられるための住情報の提供を行います。（関係団体）

(2) 安心して住み続けられるためのリフォームの促進

- ・行政は、持家住宅・賃貸住宅のバリアフリー化や木造住宅等の耐震化等を支援し、民間事業者との連携による住宅リフォームを促進します。（行政）
- ・市民は、民間事業者等と連携しながら、住宅のバリアフリー化や耐震診断・耐震改修に取り組みます。（市民）

2.市営住宅の整備

住宅に困窮する低額所得者、高齢者や障がい者など住宅確保要配慮者、子育て中の世帯が安心して住み続けることができる住宅セーフティネットとしての機能向上を図ります。また、改修・改善による建物の長寿命化を推進します。

(1) 建て替えの推進

- ・将来の人口減少・少子高齢化社会を見据えつつ、多様な住宅確保要配慮者に対して的確に市営住宅を供給できるよう、コスト縮減に取り組みながら長寿命化計画に基づき、計画的な建て替えを推進します。また、供給戸数の適正化を図ります。（行政）

(2) 市営住宅の改善

- ・長寿命化計画に基づき、居住水準の向上や安全・安心な住環境整備を行い、建物の効率的な活用、及び長寿命化を図るため、市営住宅の改善事業を推進します。（行政）

3.市営住宅の管理

指定管理者、市の緊密な連携によるきめ細やかなサービスの提供を行い、市営住宅の効率的な維持管理に取り組みます。また、空き住戸の減少に努めます。

(1) 維持管理の効率化

- ・行政は、指定管理者に対し適切な指導や評価を行うとともに、緊密な協力関係を図り、市営住宅の維持管理の効率化を推進します。（行政）
- ・指定管理者は、市と緊密に連携しながら、市民のニーズに応じた市営住宅の維持管理に努めます。（指定管理者）
- ・行政は、空き住戸の有効的な活用や、市営住宅数の適正化を図り、空き戸数の縮減を図ります。（行政）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
耐震性を有する住宅ストック（住宅の耐震化率）	83.1% (R5)	90%	95%
建て替える市営住宅の戸数の割合（一ヶ岡 D 団地）	0% (R7)	15%	100%

第7章

住宅

第2節 空き家

現状と課題

【1. 管理不全な空き家の発生抑制】

- 本格的な人口減少社会を迎える中古住宅や建物跡地などが供給過多になることが見込まれることから、今後、生活環境の悪化や防災、防犯面において多くの問題を生み出す「管理不全な空き家」の増加が懸念されます。
- 管理不全な空き家とならないために、*所有者等自らが住宅等として利用している段階から、空き家にならないための対策や、空き家となった場合に速やかに対応するための多様な情報提供が求められます。
- 空き家となった建築物については、管理不全になることを防ぐために、速やかに空き家の現状把握及び所有者等の特定を行い、早期対応を促すことが重要です。
- 中古住宅等であっても、リフォーム等による適正な市場価値が維持されることで不動産市場への流通が期待されることから、所有者等が住宅等を健全な状態に保つことができるよう支援する必要があります。

暮

【2. 管理不全な空き家の解消】

- 管理不全な空き家は近隣住民等からの情報提供が最も多いため、速やかに現状の把握、所有者等の特定を行い所有者等に対する指導等を進めていく必要があります。
- 所有者等の死亡により管理不全となっている空き家については、早い時期に相続人に適切な助言や情報提供を行うとともに、相続権を有していることを知らない相続人も存在することから、個人情報保護を遵守したうえでより丁寧に助言や情報提供を行う必要があります。
- 所有者等が空き家の管理や修繕等を行う事業者を知らないことにより、管理不全な空き家となっている場合もあるため、所有者等が必要とする事業者の的確な情報提供が求められます。
- 不良度の高い空き家については、現状を解消するための支援や行政処分等の措置を適宜行う必要があります。

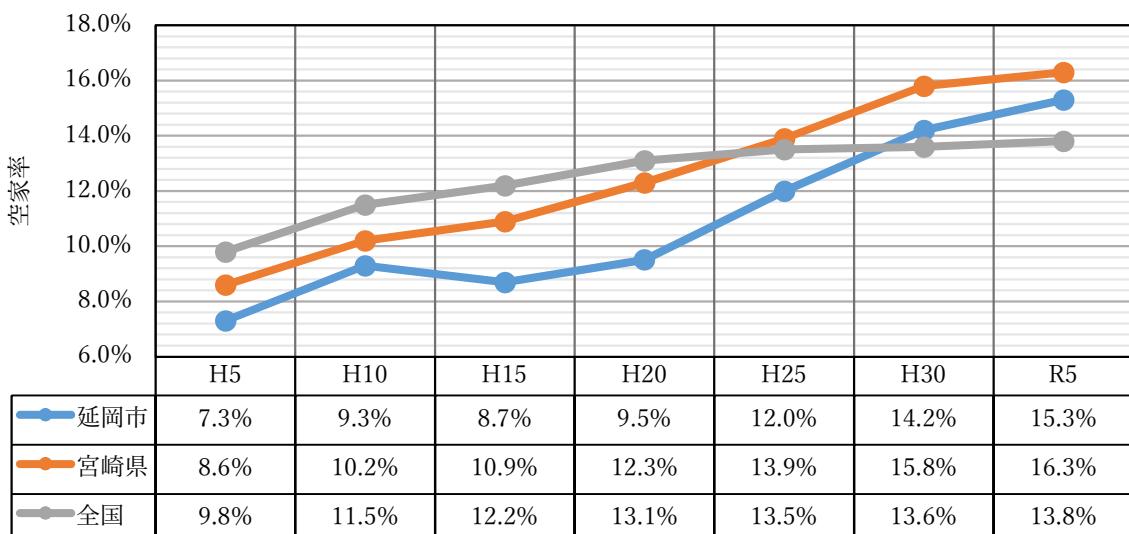
る

【3. 空き家の流通促進】

- 不動産市場への流通がままならない低廉な空き家、利用見込みのない空き家、所有者等の諸事情により管理が困難な空き家については、不動産市場への誘導施策の充実が求められます。
- 空き家の所有者等に対して、空き家の市場流通に関する助言等の信頼度を高めるため、市場価値や立地条件、中古物件の需要度合いなど、本市における不動産市場の動向をアップデートしておく必要があります。

ま

空家率の推移（平成5年～令和5年）





施策の展開

1. 管理不全な空き家の発生抑制

空き家となる要因とその回避策や、将来、管理不全な空き家にさせないための方策など、空き家の管理意識付けを進めるとともに、空き家管理の重要性、空き家を放置した場合のリスクなどの情報の提供のほか、様々なサポートにより、周辺の住環境の維持・保全を促進することによって、管理不全な空き家の発生抑制を図ります。

2. 管理不全な空き家の解消

管理不全な空き家を要因とする周辺の生活環境への影響を抑制し、改善を図るため、空き家の管理や補修を行う事業者の案内、所有者等に対する適正な助言及び除却支援を行うとともに、必要に応じて法的措置を講じるなど、不良空家や*特定空家等の解消を推進します。

3. 空き家の流通促進

不動産市場への流通がままならない低廉な空き家、利用見込みのない空き家、所有者等の諸事情により管理が困難な空き家の市場流通の促進を図るとともに、空き家の有効利用を含む空き家全般の相談窓口の充実を図ります。

取組項目（役割分担）

(1) 適正管理意識の高揚

- 行政は、空き家となる要因とその回避策、将来、管理不全な空き家にしないための方策について、チラシの配布や出前講座を行い、適正管理意識の高揚を図ります。（行政）
- 自治会その他各種団体は、管理不全な空き家の発生抑制対策に対する構成員の理解と協力を得るため、積極的に出前講座を活用します。（各種団体）
- 市民は、空き家対策関連のイベントや出前講座に参加し、管理不全な空き家にしないための理解を深めるよう努めます。（市民）

(2) 適正なリフォームの促進

- 行政は、住宅等の長期的な利用ができるよう適正なリフォームを促進します。（行政）
- 現住宅等の所有者等は、空き家となった場合においても円滑に対応ができるように、必要に応じ補修や改修に取り組むよう努めます。（現住宅等の所有者等）

(3) 管理不全化の防止

- 行政は、速やかに空き家の現状を把握し、所有者等の特定を進め、空き家の状況に応じ管理不全状態にならないために必要な助言等を行い、適正な管理を促します。（行政）
- 空き家の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適正な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空き家に関する施策に協力するよう努めます。（空き家の所有者等）

(1) 不良個所の改善

- 行政は、管理不全な空き家の不良個所の状況に応じた適正な助言に加え、空き家の管理や補修業務を行う事業者を案内します。（行政）
- 空き家の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適正な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空き家に関する施策に協力するよう努めます。（空き家の所有者等）

(2) 不良空家の解消

- 行政は、不良空家の除却をしようとする所有者等を支援します。（行政）
- 不良空家の所有者等は、除却を含めた適正な処分を検討します。（不良空家の所有者等）

(3) 特定空家等の解消

- 行政は、特定空家等の所有者等に対し、*空家特措法に基づく助言・指導、勧告、措置命令により、所有者等自らが必要な措置を行うよう求めつつ、倒壊などによる周囲への影響度等を勘案し、代執行等の必要な措置を行います。（行政）
- 特定空家等の所有者等は、助言・指導、勧告、措置命令に従い、自ら適切な措置等を行うよう努めます。（特定空家等の所有者等）

(1) 空き家・空き店舗・跡地の利用促進

- 行政は、「空き家・空き店舗・跡地バンク（略称：空き家等バンク）」の利用促進をはじめ、空き家の不動産取引が活発に行われるよう支援します。（行政）
- 所有者等は、積極的に空き家等バンクの利用を検討します。（所有者等）
- 空き家等バンクの登録物件の担当不動産業者は、積極的な物件の宣伝活動をし、早期に成約ができるよう買主等とのマッチングを行います。（担当不動産業者）

(2) 相談窓口の充実

- 行政は、多岐に渡る空き家問題に対応できるよう、専門的な知識を有した相談員を配置し、相談窓口の充実を図ります。（行政）

主要な指標

内容	現状	R 12	R 17
「空き家・空き店舗・跡地バンク」登録累計数	189 戸 (R7)	240 戸	300 戸

*特定空家等…そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいいます。

*空家特措法…空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

第8章

公園緑地

現状と課題

【1. 都市公園等の整備】

- 公園は、市民のふれあう憩いの場や子どもたちの安全な遊び場、あるいはスポーツ・レクリエーションの場としての重要な公共施設であるとともに、良好な都市景観の形成、観光拠点、災害発生時の避難場所・災害復興拠点等多くの役割を果しています。
- 公園の整備状況は下記の表のとおりであり、本市の一人当たりの都市公園面積は 15.42 m²/人（令和7年4月現在）で、国の示す標準面積 10.0 m²/人以上を満たしていますが、施設の老朽化が進んでいます。また、公園に対する要望も少子高齢化社会を反映し、子どもの遊び場としての公園から、子どもから高齢者まで利用できる公園へと変化している現状があります。
- 本市の自然公園は、日豊海岸国定公園、祖母傾国定公園、祖母傾県立公園の3カ所があり、15,983ha が指定されています。また祖母・傾・大崩山系は2017年6月にユネスコの国際会合においてユネスコエコパークとして登録されています。

【2. 維持管理の充実】

- 本市の都市公園は下記の表のとおりであり、市が主体的に公園施設等の維持管理を行っていますが、さらに公園利用者が安全で快適に使用できるよう、市民及び公園緑地愛護団体等の協力を得ながら維持管理を行っています。近年、公園緑地愛護団体については、新しい団体が加入する一方で、高齢化により活動が継続できない団体が増えている現状もあります。

【3. 花と緑のまちづくり】

- 豊かな緑と背景に咲く四季折々の草花や花木は、市民の日々の生活に潤いを与えてくれます。本市は昭和48年に「緑化都市宣言」を行い、様々な機会を通じて緑化推進に努めています。

都市公園



妙田公園（INOBECH スポーツパーク）

都市公園以外の公園



西階公園の大型複合遊具



川島ふれあい公園の大型複合遊具

供用開始している都市公園箇所

区分	種別	箇所数	面積(ha)	構成比	備考
都市公園	街区公園	83	17.34	10.6%	桜ヶ丘第1街区公園他
	近隣公園	4	10.48	6.4%	浜川公園、一ヶ岡中央公園、大武公園、土々呂公園
	地区公園	1	5.8	3.6%	妙田公園
	運動公園	1	46.8	28.8%	西階公園
	特殊公園	5	47.9	29.5%	城山公園、愛宕山笠沙の御崎公園、今山公園、延岡植物園、岡富公園墓地
	都市緑地	19	30.91	19.0%	第一五ヶ瀬川市民緑地他
	緑道	1	3.4	2.1%	浜川緑道
	計	114	162.63	100.0%	

資料：都市計画資料(令和7年4月)

施策の展開

取組項目（役割分担）

1.都市公園等の整備

遊具や休憩施設等の老朽化については、公園施設長寿命化計画等に基づき、施設の更新・維持保全を図ります。また、公園利用者の意見を踏まえながら、すべての人が快適に利用できる施設整備をこれまで以上に図るとともに、災害時には避難者や発生する災害ごみ等の受け入れの役割を担う防災機能をもった都市公園等の整備を行います。

2.維持管理の充実

今後もさらに市民と行政が協働して公園施設の維持管理が強化できるような環境づくりを推進します。また、公園の情報発信を行います。

3.花と緑のまちづくり

公共空間の花や緑を増やし適切に管理することはもとより、市街地の大部分を占める民有地の緑化についても、「延岡市花と緑のまちづくり推進協議会」を中心に、市民の自主性を尊重しながら、活動を支援していきます。

(1) 憩いの場の創出

- 行政は、公園整備において、ユニバーサルデザインに配慮した遊具や休憩施設等、すべての人が安心して集い、遊び、くつろげる憩いの場をつくるとともに、利用者の意見を踏まえた再整備を行い、地域との連携により管理できる公園にしていきます。（行政・市民）
- 行政は、制約なく伸び伸びと遊べ、自然を活かし触れ合う公園機能の確保や、公園の整備に民間活力を導入することを検討します。（行政・事業者）

(2) 地域の特色を活かした公園整備

- 行政は、城山公園について、城跡景観向上を目的に樹木の剪定・伐採及び石垣ライトアップ等を行い、歴史的・文化的シンボルとしての整備を推進します。併せて石垣の保全・保護を行います。（行政）
- 行政は、地域の特色や目的・役割に応じた公園整備を推進します。（行政）
- 市民は、市外から訪れた方に、城山公園、今山公園、愛宕山笠沙の御崎公園（あたごやまかささのみさきこうえん）等の利用を勧め、歴史文化や景勝地を通して本市の素晴らしさを伝えます。（市民）

(3) 愛宕山カフェの検討

- 行政は、日本夜景遺産に選ばれている愛宕山笠沙の御崎公園において、市民の憩いの場とともに観光客誘致に繋げるため、民間活力の導入も踏まえたカフェの整備を検討します。（行政）

(4) 植物園の魅力アップのための整備

- 行政は、今後の植物園の魅力アップについて、検討委員会や「若者が描くまちづくりミーティング」など、市民の意見を踏まえながら、民間活力の導入も含め、自然と親しみ縁あふれる楽しい空間としての整備を行います。（行政）

(5) 災害時対応や防災機能を持つ公園の整備

- 行政は、災害時の避難所や災害ごみステーションとしての役割を担う施設の充実を図ります。（行政）

(1) 市民協働による公園管理

- 行政は、市民との協働により、公園の維持管理を行う公園緑地愛護団体等を増やすとともに、団体が活動しやすい環境づくりを推進します。（行政・市民）
- 行政は、公園の植物管理については、専門家の助言を得ながら行います。（行政）

(2) 長寿命化や省エネを踏まえた施設の維持保全・更新

- 行政は、公園施設の日常的な維持保全(清掃、保守、点検)に加え、専門業者による定期点検の場を活用した健全度調査を行うとともに、施設ごとに必要となる計画的な補修、更新を行います。（行政）
- 行政は、延岡市地球温暖化対策実行計画に基づき、公園の照明施設のLED化への更新を行います。（行政）

(3) 公園の情報発信

- 行政は、市のホームページ等を活用し、公園の管理の状況や設置している施設等の情報をわかりやすく発信することに努めます。（行政）

(1) 市民協働による緑化推進

- 行政は、市民との協働により、市内の緑化美化、園芸教室、相談業務の充実やフラワーフェスタ等のイベントに取り組みます。（行政・市民）

(2) 公共施設の緑化

- 行政は、市民連携のもと、延岡植物園で栽培した花苗を市内の街角花壇や歩道のプランター等に植え付け、適切な管理を行います。（行政・市民）
- 行政は、公園や街路の樹木についても適切な管理を行うとともに、地域住民、樹木の専門家の意見を踏まえながら、老齢木の植え替えも含め緑化の維持に取り組みます。（行政・市民・事業者）

主要な指標

内容	現状	R 12	R 17
*公園施設長寿命化事業 完了公園数	48公園（R7）	61公園	90公園
公園緑地愛護会の団体数	109団体（R7）	115団体	120団体

第9章

景観

現状と課題

【1. 景観計画の推進】

□本市は、海・山・川など豊かな自然に恵まれており、市街地については、大崩山・行縢山を背景に広大な河川空間と愛宕山・城山・今山が四季折々に醸し出す構図など、素晴らしい地域固有の景観の特性を有しています。また、時を告げる城山の鐘に象徴されるように城下町としての文化を感じられる面もあるものの、戦災により城下町のたたずまいの多くが失われ、いかに城下町としての風情を伝えていくかが課題となっているとともに、橋の多い河川景観や巨大な煙突の工場群も本市の特徴の一つとなっています。その先人から受け継いだ伝統と風格ある景観を保全し、市民一人ひとりが誇りを感じる魅力あるまちづくりを進めるため、平成20年に景観法に基づく*景観行政団体に移行し、平成22年には新たに延岡市景観計画を策定しています。

【2. 公共空間の先導的整備】

□景観計画では、川中地区における道路、橋梁、都市公園、河川の主要な公共施設を*景観重要公共施設に指定しました。先導的な整備としては、「城山公園（延岡城跡）城跡景観等に関する提言書」に基づき行った城山公園の城跡景観向上や城山周辺の公共施設建設など、景観に配慮した整備が取り組まれています。

【3. 景観形成の促進及び意識啓発】

□景観計画では、全市域を景観計画の区域とし、景観形成上特に重要な地区である城山周辺地区及びシンボルロード周辺地区を*景観形成重点地区として指定しました。

□樹形や樹高など美観に優れ、地域の象徴的な存在となっている北方町三権小学校跡地にあるセンダンの木を*景観重要樹木として指定しました。

□魅力ある景観づくりを推進することを目的として、令和元年に延岡市景観形成活動支援補助金交付要綱を制定しました。

景観形成重点地区	城山周辺地区	シンボルロード周辺地区
景観形成方針	城山の歴史や自然と調和した、落ち着きと風格のある城下町景観づくり	背景の城山と調和した、魅力と賑わいのあるまちなか景観づくり
区域図	 図で着色している箇所を対象区域とします。	 図に指定する路線の道路境界線に接する敷地を対象区域とします。

出典：延岡市景観計画（届出の手引き）

* 景観行政団体…景観法により定義される景観行政を司り、景観計画を策定する団体

* 景観重要公共施設…景観計画の中で、景観形成上特に重要な公共施設として定めた道路、河川、公園等

* 景観形成重点地区…景観計画の中で、景観形成上特に重要な地区として定めた重点的・先導的に景観形成を推進する地区

* 景観重要樹木（建造物）…景観計画に定めた方針によって指定する良好な景観を形成している樹木（建造物）



施策の展開

取組項目（役割分担）

1.景観計画の推進

良好な景観を保全、創出するため、延岡市景観計画に基づいた施策を推進することにより、周辺のまちなみと調和した景観の形成に努めます。

(1) 景観計画の推進

- 行政は、延岡市景観計画における良好な景観の形成に関する方針に則り、景観行政を総合的に推進します。（行政）

2.公共空間の先導的整備

良好な景観形成への誘導を図るために、魅力ある公共空間の創出を図り、公共空間の先導的整備を進めていきます。

(1) 公共空間の先導的整備

- 行政は、景観重要公共施設に指定した川中地区における道路、橋梁、都市公園、河川の主要な公共施設について、魅力ある公共空間の創出を図ります。特に城山公園については城跡景観向上に取り組みます。（行政）

3.景観形成の促進及び意識啓発

景観法に則り、市内全域で地区住民との合意形成を図りながら、民間の建築物等を含めた総合的な景観の形成に向けた取組を行うとともに、地域の象徴的な存在である等、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与している建造物について景観重要建造物として指定を行います。また、県と連携を図りながら景観形成活動を支援します。

(1) 景観形成の誘導

- 行政は、良好な景観の形成を図るために、延岡市景観計画において定めた建築物等の色彩の基準や届出を要する行為の規模等に適合するよう、施主や設計・施工者に対して助言・指導を行います。また、景観形成上特に重要な建造物や樹木について、景観重要建造物や景観重要樹木に指定し、その保全に努めます。（行政）
- 市民及び事業者は、美しい景観づくりのために、地域の清掃や花植え等による演出を行うとともに、住宅や事業所等の新築や壁面等の塗り替えを行う場合、周辺と調和した建物となるように配慮します。（市民・事業者）

(2) 市民意識の啓発

- 行政は、市民及び事業者と、相互に連携し協働して景観形成の推進を図ります。また、市民の景観に対する理解や関心を高めるため、良好な景観形成に関する表彰や、県が募集している「美しい宮崎づくり活動団体」に登録された、市内の団体が行う景観の保全や創出等の活動に対して支援を行います。（行政・市民・事業者）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
美しい宮崎づくり活動団体数	12 (R7)	13	14



景観重要樹木（指定 第1号 センダン）



第17回延岡市景観賞 最優秀賞（生活協同組合 コープみやざき北小路店）

景観重要樹木 指定 第1号	
樹種	センダン
樹齢	112年（指定時点）
幹周	5.7m
樹高	23.0m
所在地	延岡市北方町板下戍 465 三権小学校跡地
指定年月日	平成26年12月4日



第17回延岡市景観賞 優秀賞
(あつきこころカフェ&サウナ)



第17回延岡市景観賞 優秀賞
(さわ小児科クリニック)

第10章

水道

現状と課題

【1. 安全な水道】

本市の水道普及率は、令和6年度末で98.9%に達しております。市民生活の重要なライフラインとしての役割を担っています。近年は、水道水の安全性の確保に対するリスクが高まっており、今後も清浄で、豊富で低廉な水を安定して供給出来るよう効率的で効果的な施設運営や事業投資に取り組む必要があります。

【2. 強靭な水道】

本市の水道は昭和27年に起工後、拡張事業で整備が進められてきました。一部では、耐用年数を経過し老朽化が進んだ施設もあることから、大規模地震における被害発生の予防と被害拡大の防止に向けた対策を進めることが重要です。被災すると極めて大きな影響を及ぼす急所施設や、避難所等の重要施設に接続する管路の耐震化を図る等、災害に強い施設づくりと計画的な更新を行う必要があります。

大規模災害に備え、円滑な初動体制の確立や応急給水、応急復旧及び応援受け入れ等に関する訓練を行うなど、さらなる災害対応体制の強化を充実させる必要があります。

水道施設の更新や耐震化には、多額の費用が必要なため、国の財政支援制度を積極的に活用し、計画以上の耐震化に取り組んでいます。

【3. 水道事業の持続】

給水人口や水需要が減少している状況あります。これらを踏まえ、管理運営費の縮減や国の財政支援制度の有効活用など、計画的かつ効率的な、事業運営を継続する必要があります。



※令和6年2月 能登半島地震

石川県能登町での本市職員による給水活動の状況



施策の展開

取組項目（役割分担）

1.安全な水道「いつ飲んでも安全な信頼される水道」

時代や環境の変化に対して的確に対応しつつ、水質基準に適合した水道（必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道）を目指します。

2.強靭な水道「災害に強く、たくましい水道」

中長期の更新計画を適宜、見直しながら、水道施設の統合や老朽管の布設替え等の投資を効率的に行えるよう取り組みます。

3.水道事業の持続「いつまでも皆様の近くにあり続ける水道」

水道事業を持続するために、施設の統廃合や*ダウンサイ징に計画的に取り組み、効率的な事業運営を行います。また、国の財政支援制度の活用を図ることで財源の確保を行い、経営の安定化を図ります。

(1) 安心して飲める良質な水道及び、適正な水質管理体制

- ・行政は、ホームページ等を活用し、水道事業や水質検査結果等について広報を行います。（行政）
- ・行政は、水源環境を注意深く監視し、適正な浄水施設の維持管理に努めます。（行政）
- ・行政は、良好な水源を確保・保全し、水源に応じた施設整備と水質管理を徹底とともに、水源地の適正な保全管理を実施します。（行政）
- ・行政は、指定給水装置工事事業者に対する説明会や研修会を開催し、事業者への指導や啓発を適切に行います。（行政）

(1) 危機管理に対応できる水道

- ・行政は、水道施設の耐震化やバックアップ体制を構築し、緊急時や災害時の影響範囲を最小限にとどめます。（行政）
- ・行政は、職員による給水車操作訓練を実施します。（行政）
- ・行政は、断水時の給水活動や広報の迅速化を図ります。（行政）
- ・行政は、災害時に対応できるよう関係団体との調整を図ります。（行政）

(2) 適切な施設更新、耐震化

- ・行政は、老朽化した水道施設の計画的な更新を進めます。（行政）
- ・行政は、国の財政支援制度等を積極的に活用することで、水道施設について、「延岡市新水道ビジョン」（令和7年度改定）に基づき、計画以上の耐震化を進めます。（行政）

(1) 長期的に安定した事業基盤

- ・行政は、「延岡市新水道ビジョン」（令和7年度改定）に基づき、計画的かつ効率的な事業運営を推進します。（行政）

(2) 人口減少社会を踏まえた対応

- ・行政は、給水人口や水需要が減少した状況においても、国の財政支援制度を有効に活用するとともに、管理運営費の一層の縮減により経営の効率化に努めます。（行政）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
耐震化率（全管路）	31.9% (R6)	38.0%	43.0%



本市住民及び職員による応急給水訓練の様子

* ダウンサイ징…もののサイズを小さくすること。コスト（費用）の削減や効率化を目的として、今後予想される必要な施設能力にあった最小限のサイズ（規模）にすること。

第11章

下水道

現状と課題

【1.環境保全のための汚水処理】

- 本市の下水道は昭和27年に事業に着手して以来、順次整備区域を広げ普及促進に努めてきました。これにより、令和5年度末には水洗化率が97.0%となりましたが、市街化区域内においても整備に着手できていない地区が残されています。
- 大規模災害に備えるため、地震・津波等の対策事業や老朽化した施設(管路及び処理場等)の改築更新を行っています。
- 下水処理場では、処理過程で発生する汚泥の堆肥化や消化ガスを燃料として発電し処理場の電力として利用することにより循環型社会の構築に取り組んでいます。
- 管路の整備が完了し供用開始された地区において、下水道への接続が行われていない家屋が残っています。

【2.施設の統廃合による強化】

- 下水道施設の多くが改築更新の時期を迎え、今後、多額の費用が必要になることから、建設コストの縮減や維持管理費低減が見込める施設統廃合の取り組みを強化する必要があります。

【3.浸水対策のための雨水処理】

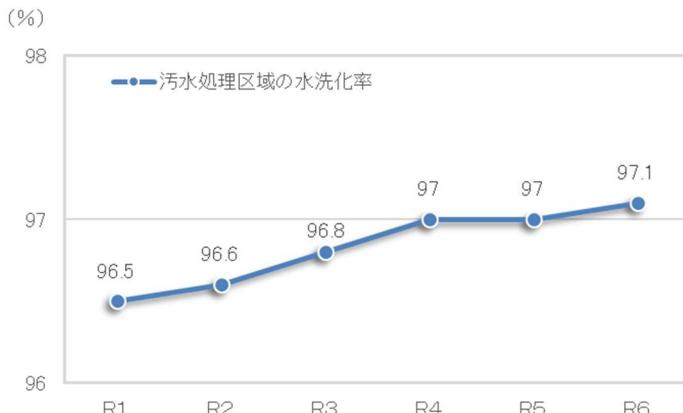
- 頻発する浸水被害を軽減させるため、関係機関と調整しながら浸水対策事業を進めていますが、浸水被害が頻発する区域において浸水対策事業の未整備地区が残されています。

【4.経営の効率化】

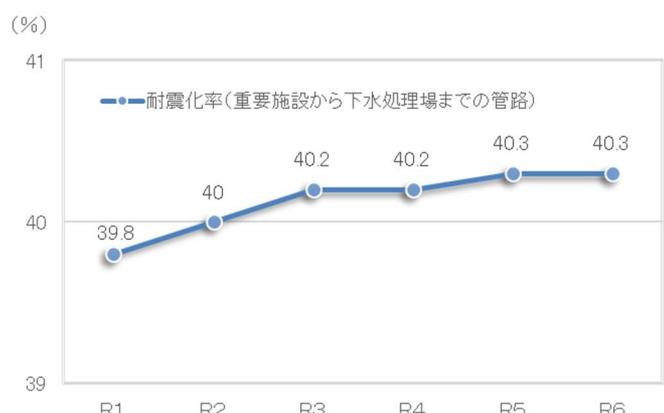
- 本市の下水道事業経営は、多数の老朽化施設の更新費用や浸水対策の費用が増大する中にあって、収入の根幹である下水道使用料収入が減少しており、公営企業として安定した経営基盤を構築するためには、さらなる経営改善に取り組む必要があります。

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
汚水処理区域内人口	98,037人	97,231人	96,114人	94,810人	93,351人	92,248人
水洗化人口	94,572人	93,919人	93,075人	91,934人	90,578人	89,557人
水洗化率	96.5%	96.6%	96.8%	97.0%	97.0%	97.1%
耐震化率（重要施設から下水処理場までの管路）	39.8%	40.0%	40.2%	40.2%	40.3%	40.3%

汚水処理区域の水洗化率



耐震化率(重要施設から下水処理場までの管路)





施策の展開

取組項目（役割分担）

1.環境保全のための汚水処理

現在事業を行っている地区については早期完成に努め、整備に着手できていない地区についてもさらなる普及促進に取り組みます。

また、処理場やポンプ場等の老朽化対策については、日常の維持管理を行ながる計画的な改築更新、地震・津波対策に継続して取り組みます。

汚水の処理過程で得られる資源の有効活用を行うことにより、循環型社会の構築に貢献します。

供用開始された地区においては整備効果を高めるため水洗化の取り組み等を行います。

2.施設の統廃合による強化

「延岡市下水道広域化推進総合事業に関する計画」や「社会資本総合整備計画」に基づき適正な維持管理を行うため、施設の統廃合を進めます。

3.浸水対策のための雨水処理

浸水被害を軽減するため緊急性や経済性を考慮した施設整備に努め、既存施設の徹底した点検及び維持管理による「水害に強いまちづくり」を目指します。

4.経営の効率化

公営企業として安定した経営基盤の構築を目指します。

主要な指標

内容	現状	R 12	R 17
* 水洗化率	97.1% (R6)	97.1%	97.2%
耐震化率 (* 重要施設から下水処理場までの管路)	40.3% (R6)	44.9%	45.1%

(1) 公共下水道の整備

- 行政は、現在事業を行っている大武地区や岡富地区、古川地区等の整備に取り組み、早期完成に努めます。（行政）
- 市民は、下水道が整備された地区においては、下水管への早期接続を行い、河川等の水質悪化を防止するため、生活環境の改善に努めます。（市民）

(2) 施設の更新と耐震対策・維持管理

- 行政は、建設から長期間経過し老朽化の著しい施設について、「延岡市下水道ストックマネジメント計画」や「延岡市上下水道耐震化計画」に基づき計画的な改築更新と地震・津波対策を実施し、安全・安心な暮らしの実現を推進します。また、下水処理場及びポンプ場等施設等の維持管理については、引き続き包括的民間委託に取り組み、下水道事業の持続可能な運営に向けた取り組みとして＊「ウォーターPPP」の導入についても検討を行います。（行政）

(3) 循環型社会の構築

- 行政は、汚水の処理過程で発生する汚泥を、肥料として再利用することにより、資源の有効活用と廃棄物の削減を行います。（行政）
- 行政は、汚泥処理により発生する消化ガスを再生エネルギーとして有効活用し、処理場内の電力として使用します。（行政）

(4) 水洗化の促進

- 行政は、未接続家屋への水洗化の促進や「下水道の日」のイベント、「処理場見学会」等を通じ、下水道の役割や大切さについて啓発を行います。（行政）

(1) 処理場等施設の統廃合

- 行政は、設備の更新時期を迎えた大峠地区の農業集落排水施設について、公共下水道区域への管路接続による統合を行い、処理場を廃止することで、建設コストの縮減や維持管理費の低減を図ります。（行政）
- 行政は、北浦地区の農業集落排水施設について統廃合を行い処理場を廃止することで、建設コストの縮減や維持管理費の低減を図ります。（行政）

(1) 雨水処理施設の整備

- 行政は、雨水の排除及び浸水被害の軽減を図り市民の安心な暮らしの実現を推進するため、富美山雨水ポンプ場の建設など施設の整備を行います。（行政）
- 行政は、雨水路に堆積した土砂の撤去やポンプ場、樋門の動作点検、土嚢の確保等を事前にい浸水被害の未然防止に努めます。（行政）
- 市民は、整備された管路及び施設の効果を高めるため身近な排水溝の清掃や突発的な降雨による浸水を防止するための土嚢設置など地域で取り組む自助・共助の活動に参加します。（市民）

(1) 安定した経営基盤の構築

- 行政は、国庫補助金や地方交付税措置等の国の財政支援制度を有効に活用するとともに、管理運営費の一層の縮減により経営の効率化に努めます。（行政）

* ウォーターPPP…水道、下水道、工業用水などの水インフラ分野における官民連携方式。

* 水洗化率算定式…水洗化率 = (水洗化人口) ÷ (汚水処理区域内人口)

* 重要施設…災害拠点病院、避難所、防災拠点（警察、消防、県・市庁舎等）など

第12章

河川・砂防・港湾・海岸

現状と課題

【1. 河川・砂防】

- 五ヶ瀬川、大瀬川、北川をはじめ国・県が管理している一級、二級合せて 65 の河川があります。
- * L1 津波対策、高潮対策・耐震対策等の河川整備の取組が行われています。
- 行政、学識経験者、市民が参加する会議で北川の様々な問題解決への取組が行われています。
- 国の新たな制度を活用して、山林、農地の荒廃等による河川への流出土砂等の撤去に取り組んでおり、土砂の搬出先の確保が課題となっています。
- 自然環境や景観、歴史、文化資源を保全するとともに河川環境にも配慮した維持管理や施設整備等を継続して行うといった課題があります。
- 市民が河川に親しみ、河川環境に対する理解を深める取組を市民協働で行っておりますが、引き続き「まち」と「河川」が一体となった良好な水辺空間の形成に努める必要があります。
- 近年の激甚化する豪雨災害等の影響で、小規模な河川の氾濫や内水による、浸水被害も多数発生しており、気候変動による降雨量の増加等への対策が必要となっている。
- 本市には、2,331 カ所の土砂災害警戒区域等があり、県と市において、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めていますが、その整備率は低く、施設整備を促進していくことが課題となっています。

【2. 港湾】

- 本市には、延岡港、延岡新港、古江港、熊野江港の 4 つの地方港湾がありいずれも県が管理しています。
- 延岡港は、砂利等の取扱貨物量で県内 7 番目、延岡新港は、化学製品など一般物資の貨物取扱量で県内 4 番目となっています。
- 施設の適正な維持管理と長寿命化対策、大規模地震や*L1 津波に対する防災対策等の課題があります。

【3. 海岸】

- 海岸線延長は、約 110km あり、赤水町以南と東海町以北が日豊海岸国定公園に指定されております。
- 台風、津波、侵食等の災害から人命や財産を守るとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用の確保が求められています。
- 南海トラフを震源とする地震の被害軽減のためにハード (*L1 津波) ・ソフト (*L2 津波) 対策を組み合せた多重防御に取り組むことが求められています。

各港別取扱貨物量	
港別	貨物量(*フレートン)
宮崎港	6,771,272
細島港	3,176,731
油津港	1,314,933
延岡新港	290,486
内海港	123,402
福島港	113,374
延岡港	79,153
その他	6,752

資料:宮崎県HP(令和4年:速報値)

*L1 津波…発生頻度（数十年から百数十年に一度程度）は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

*L2 津波…発生頻度（数百年から千年に一度程度）は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

*フレートン…港湾取扱貨物量の単位（1 フレートンは、容積で 1.133 m³か重量で 1,000 kg）



施策の展開

取組項目（役割分担）

1.河川及び砂防の整備とまちづくり

災害に強い河川の整備と環境や景観、歴史、文化資源の保全に取り組みます。

また、安心安全なまちづくりを進めるため、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設の整備に取り組みます。

流域全体で水害を軽減させる治水対策に取り組みます。

2.港湾の整備

地震津波対策を充実させ、各港湾の特性を活かした利用の促進に取り組みます。

3.海岸の整備

津波被害軽減のためにハード・ソフト対策を組み合わせた多重防御や海岸侵食への対応、海岸の保全に取り組みます。

(1) 河川改修及び地震津波対策の整備促進

- 行政は、関係団体と連携しながら一、二級河川の改修や河道掘削等を国・県に働きかけを行います。（行政）

(2) 小規模河川の整備及び浸水対策

- 行政は、小規模河川の適正な維持管理と地域の状況に応じた河川の整備を実施します。（行政）
- 行政は、市管理河川について浸水被害を未然に防止するための河川整備や土砂撤去等を進めます。（行政）

(3) 河川環境整備・保全

- 行政は、関係団体と連携しながら河川の環境整備や保全について要望します。（行政）
- 市民は、県が実施する河川パートナーシップ事業等に積極的に参加し引き続き清掃等の協働活動に取り組みます。（市民）

(4) 河川愛護とまちづくり

- 市民は、河川の環境や保全について理解を深めます。（市民）
- 行政は、関係団体と連携しながら川に親しむ様々な啓発やイベントを実施します。（行政）
- 河川空間を活かした地域の賑わい創出を目指し、五ヶ瀬川など河川とまちが融合した魅力的な河川空間の整備・活用等を行います。（行政・企業・市民）

(5) 流域治水への対応

- 行政は、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、企業や市民と協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を進めます。（行政・企業・市民）

(6) 砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設の整備促進

- 行政は、関係団体と連携しながら、土砂災害警戒区域等の防災対策施設整備をさらに進めていくため、予算の確保を国・県に働きかけて行きます。（行政）

(1) 地方港湾の整備

- 行政は、施設の長寿命化対策と地震や津波に対する防潮堤の早期整備について要望します。（行政）

(1) 防災

- 行政は、南海トラフを震源とする地震の被害軽減のために国・県・市でそれぞれの役割を認識し連携協力しながらハード・ソフト対策を組み合せた多重防御の取り組みを図ります。（行政）

(2) 海岸侵食の対応

- 行政及び市民は、県に対し海岸侵食の原因を究明するとともに早期に侵食対策を行うよう要望します。（行政・市民）

(3) 海岸の保全

- 市民は、県が実施する川や海の応援団、「ふるさとの川・海」愛護ボランティア支援事業等に積極的に参加し、引き続き清掃等の協働活動に取り組みます。（市民）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
* 急傾斜地整備率	16.6% (R7)	16.9%	17.6%

急傾斜地崩壊防止対策



砂防設備及び急傾斜地崩壊防止施設の整備促進

【事例】急傾斜地崩壊防止対策のために法面保護工等を整備します。

基本的な整備方針としては、対策の効果や経済性を考慮し、簡易法枠工法による整備を採用し、家屋への被害をなくすことを目的としています。

第13章

中山間地域

現状と課題

【1. 持続可能な中山間地域づくり】

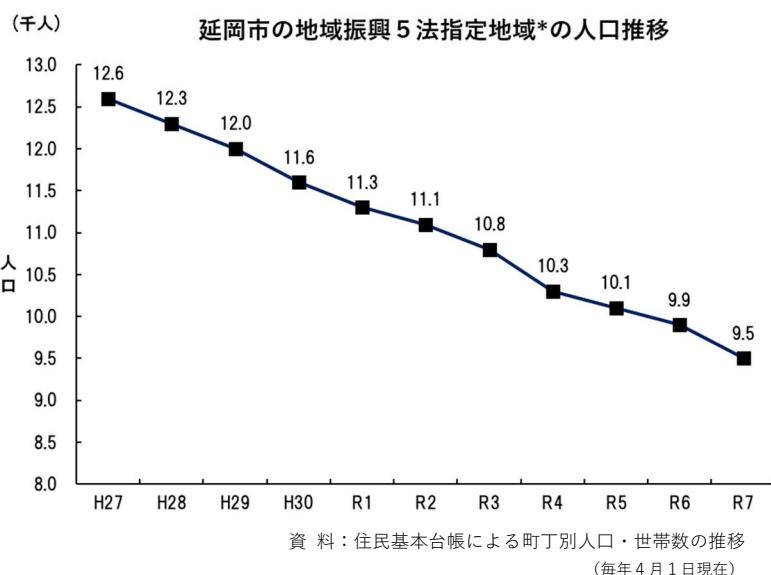
□本市の*中山間地域には、人口減少の著しい過疎地域をはじめ、交通条件や自然的条件等に恵まれない辺地地域、離島振興法による指定を受けた島野浦島など、様々な地域があります。本市では、これらの地域について、生活利便性の向上と地域間格差の是正を図るため、道路交通網等の生活基盤の整備や離島・過疎地域等高校生修学支援事業等による経済的な支援等を行うとともに、地域住民団体の活動への支援等により、地域活性化に取り組んでいます。一方、これらの地域では、若年層を中心とした人口の流出と少子高齢化の進行が重要な課題となっています。

【2. 豊富な地域資源の活用による地域振興】

□東九州自動車道の開通や九州中央自動車道の整備進展により、交流人口拡大への期待が高まるなか、さらに激化する地域間競争を勝ち抜くため、中山間地域における魅力あふれる食や、美しい自然等の豊富な地域資源を活かした取組が求められています。また、人口減少が著しい地域においては、定住施策の推進が課題となっています。

□宮崎県(延岡市、高千穂町、日之影町)と大分県(佐伯市、竹田市、豊後大野市)にまたがる祖母・傾・大崩山系とその周辺地域は、独特な景観美と原生的な自然を併せ持ち、その豊かな自然を人々が敬い、守り、その恵みを上手に活用しながら暮らしてきた地域であることが認められ、2017年(平成29年)6月14日に*ユネスコエコパークとして登録されました。

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでは、登録を契機として、地域の豊かな自然環境や自然への畏敬の念とともに発展してきた人々の営みをしっかりと次世代へ継承していくことを目指し、貴重な生態系の持続的な保全や学術的研究等への支援、自然と共生した持続可能な地域発展の取組を、関係機関が一体となって進めています。



島野浦島「島野浦神社秋季大祭」



北方町「干支の町フェスティバル」



北浦町「海鮮！山鮮！きたうら市！」



北川町「ホタルまつり」

*中山間地域…宮崎県中山間地域振興条例に基づく地域（延岡市においては、旧北方町、旧北浦町、旧北川町、旧南方村、旧南浦村）

*ユネスコエコパーク…正式名を「生物圏保存地域（英名:Biosphere Reserves）」という。生物多様性の保全、持続可能な開発、学術的支援を目的として、1976年（昭和51年）にユネスコが開始した。

*地域振興5法指定地域…国の過疎法、離島振興法、山村振興法、半島振興法及び特定農山村法で指定された地域（延岡市においては、旧北方町、旧北浦町、旧北川町、島野浦島）

9 種業と技術革新の
基盤をつくろう11 住み続けられる
まちづくりを15 地の豊かさも
守ろう17 パートナーシップで
目標を達成しよう

施策の展開

取組項目（役割分担）

1.持続可能な中山間地域づくり

中山間地域において住民が持続的に安心して生活することができるよう、生活利便性の向上と地域間格差の是正を図るとともに、地域産業の活性化や生活サービスの機能維持、担い手の育成・確保等による、持続可能な地域づくりに取り組みます。

(1) 生活基盤の整備

- 行政は、過疎債や辺地債を最大限に活用して、生活関連道路等のさらなる整備を計画的に行うとともに、水道未普及地域への対策や合併処理浄化槽への転換に対して必要な支援を行います。（行政）

(2) 離島振興及び離島航路の維持・確保

- 行政は、国、県の施策を最大限に活用しながら離島振興を図るとともに、島野浦島の魅力を活かした食や体験活動を通して、交流人口の増加や新たな雇用の創出につなげるための取組を推進します。（行政）
- 市、国、県、地域住民及び航路事業者は、離島航路確保維持改善協議会等を通じて連携しながら、離島航路の維持確保と利便性の向上に努めます。（行政・市民・事業者）

(3) 生活サービスの機能維持

- 行政は、道の駅や商工会等と連携を図りながら、それぞれの周辺集落の生活サービス機能を維持する取組を推進するとともに、地域住民の意見を踏まえながら、公共交通空白地域におけるコミュニティバスの運行など、生活利便性の向上に努めます。また、AIオンデマンド交通の導入を推進するとともに、市民が主体となった移動手段の確保に向けた取組を促進するなど、市民の移動手段の確保や利便性の向上に努めます。（行政・関係団体）

(4) 地域コミュニティの維持

- 行政は、地域のリーダー候補となる人材の育成支援を行い、地域コミュニティの充実を推進します。また、「地域おこし協力隊制度」等を活用し、地域コミュニティのさらなる活性化を図るとともに、定住等を支援し地域を牽引していく人材の確保に努めます。さらに、地域住民が地域課題を共有し課題解決への取組を主体的に実施できる仕組みづくりを推進します。（行政）
- 市民は、地域の振興と交流を促進するため、自らの活動の活性化や交流の活発化を図るとともに、次世代を担う子どもたちの成長を地域全体で見守ることのできる環境づくりに努めます。（市民）

2. 豊富な地域資源の活用による地域振興

地域が有する資源や特性等を活かした取組により、地域住民と行政が一体となった魅力的な中山間地域づくりを推進し、交流人口及び定住人口の拡大を目指します。

(1) 特色ある地域づくりと産業の振興

- 行政は、地域との連携をさらに密にしながら、切れ目ない取組で特色ある地域づくりを推進するとともに、豊かな自然環境を活かした体験型の観光振興や、豊富な農林水産資源を活用した6次産業化等の取組を推進し、中山間地域の産業活性化を促進します。（行政）
- 事業者は、創意と工夫を図りながら、中山間地域の魅力を活かした新商品開発や新規事業の展開等により、新たな雇用の創出や地域の振興、産業活性化に貢献します。（事業者）

(2) 交流人口の拡大と定住促進

- 行政は、交流人口の拡大を図るため、関係団体や他自治体と連携し、道の駅や「うみウララ」エリアの魅力向上に努めるとともに、大崩山を含む祖母・傾・大崩山系のユネスコエコパーク登録を契機とした地域活性化やブランド価値の向上等への取組を進めています。また、産業活性化による雇用拡大や安定的な雇用環境の確保等への取組、SNS等を活用した地域の魅力の情報発信に努め、定住促進を図ります。（行政）

主要な指標

内容	現 状	R12	R17
* 中山間地域の主要施設利用者数	799,537 人／年 (R6)	889,400 人／年	984,100 人／年

* 中山間地域の主要施設…道の駅北方よっちゃん屋、道の駅北浦、道の駅北川はゆま、須美江家族旅行村、島野浦島総合開発センター、鹿川キャンプ場、ETO ランド、ホタルの里休暇村、祝子川温泉美人の湯